

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	戸籍の改ざんに繋がるため、戸籍という大事なものをオンラインで実施すべきではない。	本省令(案)は、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付をオンラインで請求するための規定について所要の改正を行うものであり、戸籍の記載事項の修正を伴うものではありません。	なし
2	オンライン請求を可能とするだけでなく、個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスの普及を併せて推進すべきである。	コンビニ交付サービスを導入いただけるよう、各地方公共団体に対して地方財政措置を含めた支援を行っているところであり、引き続きコンビニ交付サービスの普及に努めてまいります。	なし
3	利用する回線について規定することは安全面の観点から賛成である。	本省令(案)に賛同する意見として承ります。	なし
4	特殊法人である日本放送協会からの情報漏えいにより特殊詐欺事件が発生しているところ、日本放送協会が自由に住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付を受けられることとされているのは許容できない。オンラインによる請求が可能なる者から除外すべきである。	日本放送協会を含めた本人等以外の者が戸籍の附票の写し等の交付を申し出る場合には、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第20条第3項各号(※)に該当しているか否かを厳格に市区町村長が審査し、該当すると認める場合に限りこれらを交付することとされており、個人情報保護に十分配慮した上で必要な限度で交付されるものです。  (※)①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある、③その他住民票等の記載事項を利用する正当な理由がある	なし
5	オンライン請求が可能となれば利便性が向上することから、賛成である。	本省令(案)に賛同する意見として承ります。	なし
6	全国の市区町村の戸籍情報をオンラインで取得することを可能とする改正であることを期待する。	本省令(案)は、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付をオンラインで請求するための規定について所要の改正を行うものであり、住民等が戸籍情報をオンラインで取得することを可能とするものではありません。	なし
7	反対である。債権者や不動産関係者、日本放送協会等が本人等以外の住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付を勝手に受けられる状況でオンライン請求を可能とすれば、悪用されるおそれが高まる。本人や家族の同意がない場合には、これらの交付を受けることを認めないこととするとともに、個人情報の侵害に対する厳格な罰則を設けるよう制度改正を行うべきである。	本人等以外の者が戸籍の附票の写し等の交付を申し出る場合には、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第20条第3項各号(※)に該当しているか否かを厳格に市区町村長が審査し、該当すると認める場合に限りこれらを交付することとされており、個人情報の保護に十分配慮した上で必要な限度で交付されることから、本人等の同意を要件としない仕組みとなっております。 また、オンラインでの申出に当たっては、オンラインでの確実な本人確認手段である電子署名を付すことなどにより、なりすまし等による悪用を防止することとしております。  (※)①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある、③その他住民票等の記載事項を利用する正当な理由がある	なし
8	特段反対するものではないが、個人情報保護の観点から特定の事業者の提供する電気通信回線を除き運用すべきである。	本省令(案)は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定に基づき、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求をオンラインで行う場合の方法について定めるものであり、オンラインで請求を行う場合に用いられる電気通信回線等を提供する主体を定めるものではありません。	なし